

黒部市公共交通戦略推進協議会公募委員の今後のあり方について

1 現行の制度

(1) 公募委員設置の目的

本市内の公共交通網の持続と活性化を目指す「黒部市公共交通戦略推進協議会」において、公共交通の利用者の視点に基づく意見を反映するために、設置するもの。

(2) 公募委員の人数 原則 1 名（協議会規約別表（第 4 条関係））

(3) 公募委員となるための資格

黒部市内に住所を有し、令和 3 年 4 月 1 日現在において満 20 歳以上であって、黒部市の他の附属機関などの委員、黒部市議会議員、黒部市の職員となっていない者（募集要領）

(4) 任期・報酬

任期 2 年間（協議会規約第 7 条）

報酬 原則支給しない（報酬費用弁償規程第 2 条）

2 令和 3 年度募集における応募状況

(1) 募集期間 令和 3 年 7 月 1 日（木）から令和 3 年 7 月 30 日（金）まで

(2) 募集結果

応募なし（問い合わせ人数 2 名）

3 現行制度における課題

(1) 人 数

- ・現行の 1 名だけでは、日程調整が付かない場合、欠席となる。
- ・1 名の場合、発言の意見が「利用者の意見」ではなく、「個人の意見」と解釈されるのではないかという不安。

(2) 資 格

- ・現行の資格では、市民に限定している。（市内公共交通の利用者は市民とは限らない。）

4 改善の方向性

項 目	現行	改善の方向性
報 酬	無	報酬費用弁償規程の見直しを検討する。
人 数	1 名	複数名
資 格	市内在住者	市外在住者でも公共交通を利用して市内に勤務する者であれば可能
出席する会議	公共交通戦略推進協議会（作業部会等は出席できない。）	原則、作業部会等とし、必要に応じて、公共交通戦略推進協議会に出席できるものとする。